

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																		
静岡市立清水看護専門学校		平成7年4月1日		上牧 勉		〒 424-0911 (住所) 静岡県静岡市清水区宮加三1221番地の5 (電話) 054-336-1136																		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																		
静岡市		平成6年12月15日		難波 喬司		〒 420-8602 (住所) 静岡県静岡市葵区追手町5番1号 (電話) 054-254-2111(代)																		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度															
医療	専門課程		看護学科		平成6年度		—		平成27年度															
学科の目的		変化する医療や社会のニーズに対応できる看護専門職としての確かな技術と実践力を修得させ、看護の果たすべき役割を追求し、地域社会に貢献できる人材を育成する。																						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能な資格:看護師国家試験受験資格、保健師学校・助産師学校受験資格、看護系大学編入受験資格、専門士(医療専門課程)の称号 令和6年度中途退学者3人(中退率2.8%) 中退防止・中退者支援のための取組:学校カウンセリングの開催、学年担当及びフューター制による学生支援、定期的な面接、随時面接、必要に応じた保護者との情報交換 専門実践教育訓練給付対象:令和6年度給付実績者5人																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技															
3年	昼間	※単位時間、単位いづれかに記入			単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間														
		109 単位			74 単位	5 単位	30 単位	0 単位	0 単位															
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																			
120 人	105 人		0 人		0 %																			
就職等の状況	■卒業者数(C) : 34 人																							
	■就職希望者数(D) : 33 人																							
	■就職者数(E) : 33 人																							
	■地元就職者数(F) 28 人																							
	■就職率(E/D) 100 %																							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) 85 %																							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) 97 %																							
	■進学者数 1 人																							
	■その他																							
	(令和 6 年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)																							
■主な就職先、業界等 静岡市立清水病院、静岡市立静岡病院、静岡県立総合病院、清水さくら病院 他																								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																							
当該学科のホームページURL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/p008598.html																							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)																							
	<table><tr><td>総授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr></table>										総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間
総授業時数	単位時間																							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																							
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																							
うち必修授業時数	単位時間																							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																							
	(B:単位数による算定)																							
	<table><tr><td>総授業時数</td><td>109 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>30 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>30 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>30 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位</td></tr></table>										総授業時数	109 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	30 単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位	うち必修授業時数	30 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	30 単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位
総授業時数	109 単位																							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	30 単位																							
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位																							
うち必修授業時数	30 単位																							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	30 単位																							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位																							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位																							
教員の属性(専任教員について記入)	<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>6 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>5 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>計</td><td>11 人</td></tr><tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>11 人</td></tr></table>										① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	11 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	11 人
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人																						
	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人																						
	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																						
	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																						
	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																						
	計	11 人																						
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	11 人																							